

本 部 長 指 示

令和8年6月16日
沖縄県災害対策本部長

沖縄本島及び周辺離島における大雨については、沖縄県災害対策本部の廃止後も、所用の対応を講じられるよう各本部員に次のとおり指示する。

- 1 引き続き、大雨による被害情報の把握に努め、特に、人的被害など重大な被害を覚知したときは、直ちに報告すること。
- 2 被害の程度に応じて、国、市町村及び防災関係機関と連携して迅速に復旧を進めること。
- 3 沖縄は、いまだ大雨や台風の時期にあることから、引き続き、事前の災害予防と災害応急対策の迅速な実施に関し取組を徹底すること。

なお、沖縄県（都道府県）の全ての施策は、災害対策基本法第8条第1項により、常に防災に留意しなければならないことから、あらゆる事務事業の実施にあたり、防災上万全を期すこと。